

川崎市

日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業所 管理者様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長

川崎市日中一時支援事業(障害児・者一時預かり)に係る 体制届の提出について(事前案内)

平素より、本市の障害保健福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、集団指導講習会等でお伝えしておりましたが、標記の事業について、給付費適正執行の観点から、令和6年度より体制届の提出を求めることといたしました。つきましては、必要書類を作成のうえ、期限までに御提出いただけるよう、御準備のほどよろしくお願いいたします。

1 提出書類

- (1) 勤務形態一覧
- (2) 実務経験証明書(※ 新規指定申請等、過去に御提出いただいている従業者の分は不要です。)
- (3) 運営規程

2 提出期間

令和6年4月1日(月)から4月15日(月)まで

※期限厳守でお願いいたします。

3 提出方法

(1) 原則として「オンライン手続かわさき」上の申請フォーム

- ・手続き名「移動支援事業、日中一時支援事業、生活サポート事業、重度障害者入浴援護事業の変更、廃止、休止、事故報告書、体制届等)」
- ・URL (<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>)

※ 利用者(事業者)登録をする必要があります。

(2) または郵送

4 手続の流れ



5 留意点

- (1) 勤務形態一覧については、令和6年4月1日時点の体制を記載してください。
- (2) 令和6年3月1日時点で日中一時支援事業（障害児・者一時預かり）の指定を受けている全ての事業所について、提出が必要です。
- (3) 実務経験証明書については、余裕をもって取り寄せていただき、提出期限に間に合うよう、手配の程よろしく願いいたします（新規指定申請等、過去に御提出いただいている従業者の分は不要です。）。
- (4) 令和6年5月以降に勤務形態が変更となった場合は、別途変更届を提出していただく必要があります。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
日中一時支援事業担当 関野、友野

電話：044-200-2653

メール：40syogai@city.kawasaki.jp

（指導員加配加算の要件について）

Q 1

体制届の提出が必要となる事業所について教えてください。

A 1

令和 6 年 3 月 1 日時点で日中一時支援事業（障害児・者一時預かり）の指定を受けている全ての事業所について、提出が必要です。ただし、令和 6 年 3 月をもって廃止する事業所を除きます。

Q 2

いつ時点の勤務形態を記載すれば良いでしょうか。

A 2

令和 6 年 4 月 1 日時点の体制を記載してください。

Q 3

指導員加配加算はどのような体制であれば算定できますか。

A 3

要綱第 1 2 条第 2 項に掲げる、指定事業所が置くべき従業者の員数に加えて、要綱第 1 2 条第 1 項に定める従業者について、営業時間を通して常時 1 以上配置している場合に算定が可能です。なお、加配する職員については常勤換算による算定が可能です。

（例 1） 週 5 日開所、1 日あたりの営業時間 = 8 時間、定員 1 0 人の場合
⇒別添エクセル勤務形態一覧の記載例 1 で示している配置

（例 2） 週 5 日開所、1 日あたりの営業時間 = 4 時間、定員 1 0 人の場合
⇒別添エクセル勤務形態一覧の記載例 2 で示している配置

Q 4

体制届の提出により、指導員加配加算の算定が可能となるのはいつからですか。

A 4

加算の算定要件に適合した場合、令和 6 年 4 月サービス提供分から加算の算定が適用となります。

（常勤の考え方について）

Q 5

従業者について 1 人以上は常勤となっていますが、管理者が常勤の場合、条件を満たしますか。

A 5

管理者の方とは別に、常勤の従業者が必要です。なお、管理者と従業者を兼務している場合も同様です。

Q 6

平日及び土日祝日も開所している場合について、常勤の従業者が平日のみフルタイムで勤務しており、土日祝日については、非常勤の従業者のみを配置しています。この場合、加配の要件にあてはまらないのでしょうか。また、常勤の従業者を別途 1 人雇用する必要がありますか。

A 6

このような場合、1 人の常勤の従業者が、平日の営業日において、法人の就業規則による常勤の勤務すべき時間を勤務していれば、土日祝日において、常勤の従業者の配置がなくても、加配の要件を満たしているものとします（令和 6 年 4 月以降運用）。

ただし、土日祝日においても、最低基準の人員（運営規程上の利用定員 10 人までは従業者 2 人以上、利用定員 11 人以上は従業者 3 人以上）については、必ず満たす必要があるほか、支援に必要な人員を確保してください。

Q 7

事業所の 1 日の営業時間が 6 時間かつ週 5 日開所（週 30 時間）で、法人の就業規則による常勤の勤務すべき時間が週 32 時間の場合、常勤や常勤換算の考え方はどのようになりますか。

A 7

週の営業時間の合計が 32 時間未満の場合は、当該事業所の営業時間中に従業者が常時 1 人以上配置されていれば、常勤を配置しているとみなします。

（常勤換算について）

Q 8

管理者と従業者を兼務した場合、従業者として常勤換算の算定に含むことができますか。

A 8

従業者として勤務する時間分のみ換算対象となります。

（実務経験証明書について）

Q 9

実務経験証明書について、提出が必要な理由を教えてください。

A 9

要綱第 12 条に掲げる従業者要件として、「2 年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの」としているため、2 年以上実務経験があるかどうかを審査するために求めるものです。

なお、実務経験証明書は、余裕をもって取り寄せていただき、提出期限に間に合うよう、手配の程よろしくお願いいたします（新規指定申請等、過去に御提出いただいている従業者の分は不要です。）。

また、看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）の資格を所持している方については、看護職員の資格の写しの添付によって、実務経験証明書の提出を省略することが可能です。

（年度途中で勤務形態の変更が生じた場合について）

Q10

令和6年5月に1名退職し、新たに1名雇用する予定ですが、変更の手続きが必要でしょうか。

A10

令和6年5月以降に勤務形態が変更となった場合は、別途変更届を提出していただく必要があります。

（その他）

Q11

体制届の提出期限に間に合わなかった場合、どうなりますか。

A11

提出期限に間に合わなかった場合、5月の請求期間内までに加算の算定可否についてお伝えすることができない可能性がございますので、御了承ください。

※ 要綱：川崎市日中一時支援（障害児・者一時預かり）事業実施要綱